

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 一

○証紙代金収納計器による自動車税及び自動車取得税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(同) 一八

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

(同) 一九

○宮城県県税統計調査規程の一部を改正する訓令

(同) 二一

告 示

○昭和四十七年宮城県告示第三百十二号(収納計器取扱いに関する事務を行う者の指定)の一部を改正する告示

(同) 二二

○平成十四年宮城県告示第三百六十三号(証紙代金収納計器の指定)の一部を改正する告示

(同) 二二

規 則

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第六節 削除」を「第六節 自動車取得税(第四十三条・第四十九条)」に、「第六節の二 軽油引取税(第五十条・第五十四条の八)」に、

「第一節 自動車取得税(第六十二条の二・第六十二条の七)」を「第一節及び第二節 削除」に改める。
第二節 軽油引取税(第六十三条・第六十九条)

第三条第一項第一号中「総務部税務課」の下に「及び地方税徴収対策室」を加える。

第四条第一項中「第四百十条」の下に「、第四百四十四条の五十五」を加え、「第六百九十九条の二十九、第七百条の四十四」を削る。

第五条第一項中「第八十条の四第一項」を「第九十七条第一項」に改める。

第十二条の四第一項中「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十四条の二十九第一項」に改める。

第十二条の五第一項中「第六百九十九条の十四第二項」を「第二百五条第二項」に改める。

第十二条の九第一項中「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十四条の二十九第一項」に、「第五十六条の六の二第四項」を「第四十三条の十四第四項」に改める。

第十四条第一項中「第七百条の十四の三第一項」を「第四百四十四条の二十第一項」に改める。

第二十一条の二中「第五十三条第四十一項又は第四十二項」を「第五十三条第四十五項又は第四十六項」に改める。

第二十二条第一項中「第五十三条第四十六項及び第四十七項」を「第五十三条第五十項及び第五十一項」に改め、同条第二項中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十二項」に改める。

第三十四条第三項中「第十三項」を「第十項」に改める。

第二章第六節を次のように改める。

第六節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務の免除等)

第四十三条 法第二百二十五条第一項又は第六項の規定により自動車取得税の納税義務の免除又は還付を受けようとする者は、申告書又は申請書にその事実を証する書類を添付して、仙台中央県税事務所長に提出しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

第四十四条 法第二百二十六条第一項の規定により自動車取得税の納税義務の免除又は還付を受けようとする者は、申請書にその事実を証する書類を添付して、仙台中央県税事務所長に提出しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(自動車取得税の更正又は決定の通知)

第四十五条 仙台中央県税事務所長は、法第二百二十九条、第三百二十二条又は第三百三十三条の規定により自動車取得税に係る徴収金の更正又は決定をしたときは、自動車取得税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書により納税者に通知しなければならない。

(身体障害者等の範囲)

第四十六条 減免条例第八条の二第一項第二号に規定する身体障害者及び減免条例第八条の三第一号に規定する身体障害者等(以下この条において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体障害者等と生計を一にする者が取得する自動車並びに身体障害者等と生計を一にする者及び身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る身体障害者等とは、第一号に掲げる者にあつては障害の程度が下肢不自由について四級から六級までの各級、体幹不自由について五級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について三級(一下肢のみに運動機能障害を持つものに限る。)から六級までの各級に該当する者以外の者、第二号に掲げる者にあつては障害の程度が下肢不自由について第五項及び第六項並びに第一款から第三款までの各款症、体幹不自由について第五項、第六項及び第一款から第三款までの各款症に該当する者以外の者とする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から四級までの各級
聴覚障害	一級及び三級
平衡機能障害	三級
音声機能又は言語機能の障害	三級
上肢不自由	一級及び二級
下肢不自由	一級から六級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	一級及び二級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
上肢機能	一級から六級までの各級
移動機能	一級から六級までの各級

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
心臓機能障害	一級及び三級
じん臓機能障害	一級及び三級
呼吸器機能障害	一級及び三級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級
小腸機能障害	一級及び三級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級

二 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ一又は第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項までの各項症
音声機能又は言語機能の障害	特別項症から第四項までの各項症
上肢不自由	特別項症から第六項までの各項症及び第一款から第三款までの各款症
下肢不自由	特別項症から第六項までの各項症及び第一款から第三款までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項までの各項症及び第一款から第三款までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第三項までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第三項までの各項症

三 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳の判定の記録(減免条例第九条第五項に規定する申請書を提出する日において有効とされるもの)の欄(障害の程度)に「A」又は「重度」と記録されている者

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第五十五号)第六条第三項に定める一級の障害を有するもの

(身体障害者等の利用に供するための自動車の構造又は設備)

第四十七条 減免条例第八条の二第一項第一号及び第八条の三第二号に規定する規則で定める構造又

は設備は、車いすの昇降装置及び固定装置、浴槽その他これらに類するもので県税事務所長が必要と認めるものとする。

2 減免条例第八条の二第二項第三号に規定する規則で定める構造又は設備は、車いす固定装置、スロープ板及び車高調整機能に係る装置とする。

3 減免条例第八条の二第二項に規定する費用には、前二項に規定する構造又は設備の取付け等に伴う屋根その他の自動車の形状の変更に必要な費用を含むものとする。

(減免申請書の添付書類)

第四十八条 減免条例第八条の三第一号の規定に該当する場合において、減免条例第九条第五項に規定する事実を証する書面は、福祉事務所(福祉事務所を設置しない町村にあつては、当該町村)戦傷病者の援護事務を処理する機関又は保健所の長の発行する証明書その他県税事務所長が指示する書面とする。

2 減免条例第八条の三第一号の規定に該当する場合において、減免条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる身体障害者等の区分ごとに、当該各号に定める書類(以下「身体障害者手帳等」といふ。)とする。

一 第四十六条第一号に掲げる者 身体障害者手帳

二 第四十六条第二号に掲げる者 戦傷病者手帳

三 第四十六条第三号に掲げる者 療育手帳

四 第四十六条第四号に掲げる者 精神障害者保健福祉手帳

3 減免条例第八条の二第二項又は第八条の三第二号の規定に該当する場合において、減免条例第九条第六項及び第九項に規定する事実を証する書面は、特別の仕様により自動車を製造した者又は自動車の改造を行った者の発行する証明書その他県税事務所長が指示する書面とする。

4 減免条例第八条の三第三号の規定に該当する場合において、減免条例第九条第六項に規定する事実を証する書面は、県税事務所長の指示する書面とする。

(自動車取得税免除申請済印の押印)

第四十九条 仙台中央県税事務所長は、減免条例第九条第五項に規定する申請書を受理したときは、同項の規定により提示された身体障害者手帳等の備考欄、予備欄又は余白に自動車取得税免除申請済印を押印しなければならない。

第二章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 軽油引取税

(仮特約業者の指定の通知)

第五十条 県税事務所長は、条例第一百一条の二第一項の規定により仮特約業者を指定したときは、仮

特約業者指定通知書により当該指定に係る申請者に通知しなければならない。

2 県税事務所長は、条例第一百一条の二第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消したときは、仮特約業者指定取消通知書により当該仮特約業者に通知しなければならない。

(特約業者の指定の通知)

第五十一条 県税事務所長は、条例第一百一条の三第一項の規定により特約業者を指定したときは、特約業者指定通知書により当該指定に係る仮特約業者に通知しなければならない。

2 県税事務所長は、条例第一百一条の三第二項の規定により特約業者の指定を取り消したときは、特約業者指定取消通知書により当該特約業者に通知しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定の通知)

第五十一条 県税事務所長は、条例第一百一条の六第二項の規定により特別徴収義務者の指定をしたときは、軽油引取税特別徴収義務者指定通知書により当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

(免税軽油使用者等の有効期間)

第五十三条 免税軽油使用者証の有効期間は交付の日から三年とし、有効期間が満了したときは、免税軽油使用者は直ちに当該免税軽油使用者証を県税事務所長に返さなければならない。

2 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年を超えない範囲内において免税軽油使用者とともに県税事務所長が定めるものとする。

(軽油引取税の課税免除に係る添付書類)

第五十四条 条例第一百一条第二号の引取りに係る条例第一百一条の七第三項の当該数量を証するに足りる書面は、次に掲げる書面とする。

一 課税免除に係る軽油の数量等報告書

二 その他県税事務所長が必要と認める書類

(特別徴収義務者の登録の消除)

第五十四条の二 条例第一百一条の八第六項第一号に規定する登録特別徴収義務者の登録の申請をしようとする者は、軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

(特別徴収義務者の証券等を亡失した場合の措置)

第五十四条の三 条例第一百一条の八第七項の規定により証券の交付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者がその証券を亡失したときは、遅滞なく証拠書類を添付して再交付申請書を県税事務所長に提出し、証券の交付を受けなければならない。

2 条例第一百一条の八第七項の規定により証券の交付を受けた者が、同条第十項の規定により証券を返す場合において、その証券を亡失しているときは、遅滞なく、亡失届出書を県税事務所長に提出

しなければならない。

3 県税事務所長は、前二項の申請書又は届出書を受理したときは、直ちに当該亡失に係る証票が無効である旨を公告しなければならない。

第五十四条の四 免税軽油使用者が条例第一百一条の十第一項又は第一百二条の十一第四項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証又は免税証を亡失したとき、又は特別徴収義務者若しくは特別徴収義務者以外の販売業者が受け取った免税証を亡失したときは、遅滞なく、亡失届出書を県税事務所長に提出しなければならない。

2 県税事務所長は、前項の届出書を受理したときは、直ちに、当該免税軽油使用者又は特別徴収義務者若しくは販売業者から亡失に係るてん末書を書き、意見を付して知事に報告するとともに、免税軽油使用者の届出に係る免税証にあつては、当該免税証に記載された販売業者にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、前項の報告を受理したときは、直ちに、当該免税軽油使用者証又は免税証の無効公告をするものとする。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務の特例報告者)

第五十四条の五 条例第一百三十二条の二第一項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 法附則第十二条の二の四第一号に規定する軽油の引取りを行う者

二 法附則第十二条の二の四第二号に規定する軽油の引取りを行う者

三 法附則第十二条の二の四第四号に規定する軽油の引取りを行う者(令附則第十条の二の二第四項に規定する農用地整備公団その他農地の造成又は改良を主たる業務とする者を除く。)

四 国又は地方公共団体の行政機関の長

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第五十四条の六 県税事務所長は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く)を行った者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するため、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を徴収することができなくなつたと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその軽油引取税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その軽油引取税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

一 破産手続、再生手続、強制執行手続等が開始されたとき。

二 解散又は事業閉鎖を行うに至つたとき。

三 死亡、失踪又は行方不明となつたとき。

四 震災、風水害、落雷、噴火、火災、爆発物等による破壊の災害を受け、又は盗難にかつたとき。

五 その他前各号のいずれかに類する状態となつたとき。

2 県税事務所長は、軽油引取税の特別徴収義務者の震災、風水害、落雷、噴火、火災、爆発物等による破壊又は盗難により徴収した軽油引取税額を亡失したと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により軽油引取税の納入義務を免除するものとする。

3 前二項の規定による軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けようとする者は、年度、月別、税額及びその事由を記載した申請書にその事実を証する書類を添付して、速やかに県税事務所長に提出しなければならない。

4 県税事務所長は、前項の規定による申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、その旨を申請書を受理した日から六十日以内に申請者に通知しなければならない。

(自動車用炭化水素油譲渡証等の用紙の交付)

第五十四条の七 条例第一百一条の十七第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙の交付を受けようとする者は、当該用紙の使用を開始しようとする日前十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

一 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称

二 交付を受けようとする用紙の枚数

三 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙の交付を受けた者は、施行規則第八条の四十三第五項の規定により所持している用紙を返納する場合には、自動車用炭化水素油譲渡証返納届を県税事務所長に提出しなければならない。

(軽油引取税の更正又は決定の通知)

第五十四条の八 法第四十四条の四十四、第四十四条の四十七又は第四十四条の四十八の規定により軽油引取税に係る徴収金の更正又は決定をしたときの特別徴収義務者又は納税者に対する通知は、軽油引取税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書によりしなければならない。

第五十六条及び第五十六条の二を次のように改める。

(身体障害者等の範囲等)

第五十六条 第四十六条の規定は、減免条例第七条の二第一項に規定する身体障害者等について準用する。この場合において、第四十六条ただし書中「身体障害者等と生計を一にする者が取得する自動車」とあるのは、「身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車」と読み替えるものとする。

株式会社二十一印の印中「第62条の2」を「第43条」に改定し、
株式会社二十一印の印中「第62条の3」を「第44条」に改定し、

株式会社三十七印中「納期限までに」を「指定納期限までに」に、
株式会社三十七印中「納期限」に改定し、

「事業年度又は
運 業 事 業 年 度
」に「納期限（申告納付期限）」及び「この通知書による納期限」
を「法定納期限」に改定し、

株式会社四十七印中	「 決議 」	「 納期限（申告納付期限）」及び「この通知書による納期限」 を「法定納期限」に改定し、			
	<table border="1"> <tr> <td>決議 平成19年度 及び20年度 の賦課決定 分 ④</td> <td>平成21年度 以降の賦課 決定分 ⑤</td> </tr> </table>	決議 平成19年度 及び20年度 の賦課決定 分 ④	平成21年度 以降の賦課 決定分 ⑤	<table border="1"> <tr> <td>取 消 分 ④</td> <td>平成19年度 及び20年度 の賦課取 消分 ⑤</td> </tr> </table>	取 消 分 ④
決議 平成19年度 及び20年度 の賦課決定 分 ④	平成21年度 以降の賦課 決定分 ⑤				
取 消 分 ④	平成19年度 及び20年度 の賦課取 消分 ⑤				

「
3,000円
」を「
3,300円
」に改定し、

株式会社四十七印（職）中

「 事業開業（設立） 事務所等の設置 」	①定款、寄附行為、規則又は規約の写し ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し	提出部数 1 通
解散又は清算終了	登記事項証明書の写し	
合 併	①存続会社及び解散会社の登記事項証明書の写し ②合併契約書の写し	を
その他の異動	登記事項証明書又は議事録の写し	

「 事業開業（設立） 事務所等の設置 」	①定款、寄附行為、規則又は規約の写し ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し	提出部数 1 通
解散又は清算終了	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し	
合 併	①存続会社及び解散会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し ②合併契約書の写し	を改定し、

「第154条第7項
第156条第1項
第157条第4項」を「第102条の8
第102条の10第1項
第102条の11第4項」に改定し、

株式会社二十一印中
株式会社三十七印中
株式会社九十一印中から株式会社四十七印へ改定し、

様式第92号

自動車取得税修正申告書

登録番号	取得年月日	初度登録年製又は年製	年	月	日
車名	定積載量 (人 kg)	自用・小型 (その他)・貨客用貨物・バタ (翻光貨切)	kg		
車台番号	軸距	種類・形状	cc		
原動機型式	総排気量	特種用途車 軽自動車			
区分	中古車	取得の原因	購入・交換購入(下取り)・交換・寄附・贈与その他		
譲渡住所	氏名	住所	氏名		
納税義務者	義務者	所有者	氏名		
住所	氏名	住所	氏名		
主たる定置場 (使用の本拠の位置)	氏名	住所	氏名		
区分	分	今回申告額	当初申告額	不足額	
取得価額 (課税標準額)	円	円	円	円	
税率		100			
税額	円	円	円	円	

宮城県条例第95条第2項の規定により修正申告書を提出します。

宮城県仙台中央県税事務所長 殿

年 月 日

受付印

様式第93号

第 号
年 月 日

宮城県仙台中央県税事務所長 殿

自動車取得税(更正・決定・加算金決定)通知書兼徴収金納額告知書

地方税法第129条、第132条及び第133条の規定により下記のとおり(更正・決定)したので通知します。不足金額^(*)は、同封の納付書で、年 月 日までに、納付書に記載した納付場所に納めてください。

登録番号	新・中古区分	新車	中古車
新取得年月日	年 月 日	納期	年 月 日
納税義務者	住所	氏名	
住所	氏名	住所	氏名
主たる定置場 (使用の本拠の位置)	氏名	住所	氏名

更正・月	決定日	年月日	指定納期限	年月日
課税標準額	分	今回	当初	不足額
税率		100		
税額	円	円	円	円
過少申告加算金	(ロ)			
不申告加算金	(ハ)			
重加算金	(ニ)			
(イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ)	計			(*)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分について6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しを請求することなく、この処分についての取消しを提起することができません。
- 審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないときは、審査請求を避けるため緊急の必要があるとき、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第94号



様式第95号

仮特約業者指定通知書
特約業者

第 年 月 日 号

仮特約業者
特約業者
氏名又は名称

様

宮城県

所長 印

宮城県県税条例第 条第 項の規定により仮特約業者に指定したので通知します。

氏名又は名称

住所又は所在地

指 定 年 月 日

年 月 日

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

仮特約業者指定取消通知書
特約業者

第 年 月 日

仮特約業者
特約業者
氏名又は名称

様

宮城県

所長 印

年 月 日付け 第 号による仮特約業者の指定は、宮城県県税条例第 条
第 項の規定により 年 月 日限り取り消しましたので通知します。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

課税免除に係る軽油の数量等報告書（ 年 月分） 年 月 日
宮城県 所長 殿 特別徴収義務者 住所又は所在地
（報告者） 氏名又は名称

課税済軽油の概要

1 当月中の課税済軽油引取数量	内	引取数量	①=前月の⑤
合計引取数量	流通番号1番	リットル	リットル
	流通番号2番	リットル	リットル
	流通番号3番	リットル	リットル
	流通番号4番	リットル	リットル
	流通番号5番	リットル	リットル
	流通番号6番	リットル	リットル
	流通番号7番	リットル	リットル
	流通番号8番	リットル	リットル
	流通番号9番	リットル	リットル
	流通番号10番	リットル	リットル

2 課税済軽油の受払等の数量

前月中からの課税済軽油の繰越数量	①
当月中における課税済軽油の引取数量	②
当月中における課税済軽油の引渡数量	③
当月中における課税済軽油の自己消費数量	④
当月末における課税済軽油の在庫数量	⑤=①+②-③-④

引取りに係る課税済軽油の流通状況（流通番号1番）

1 軽油引取税を申告（予定）した状況	申告者	住所又は所在地 氏名又は名称	都道府県	事務所
(1) 商流（該当する業者区分に○をつけること。）				
業者区分	出荷地	住所又は所在地 氏名又は名称	引取年月日	引取数量
①出荷者 （元・製・輸・特）				① 物流
②元・特・販				○ 物流1
③元・特・販				○ 物流2
④元・特・販				○ 物流3
⑤元・特・販				○ 物流4
⑥元・特・販				○ 物流5
⑦報告者				○ 物流6

業者区分の番号を○に記載すること。
現実の納入先

3 現実の納入先	住所又は所在地	氏名又は名称	引渡数量
			リットル
			リットル
			リットル
			リットル
			リットル
			リットル
			リットル
			リットル
			リットル
			リットル

4 輸送業者 住所又は所在地及び氏名又は名称 住所又は所在地及び氏名又は名称

裏面の記載要領を参照の上、記入してください。

この課税免除に係る軽油の数量等報告書（以下「報告書」という。）は、軽油引取税の申告に際して特別徴収義務者が、地方税法第144条の5第2号（宮城県条例第101条第2号）の規定により課税免除される「既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り」がある場合に、申告書に添付するものです。
報告書には、軽油引取税を課された後の流通経路を示す一連の納品書等の写しを添付してください。
なお、納品書等は原本の提示を求める場合がありますので、大切に保管してください。

記載要領

課税済軽油の概要

「1」 当月中の課税済軽油の引取りに係る宮城県における数量とその内訳を、出荷者から特別徴収義務者（報告者）までの流通状況に記入してください。
なお、同一の者から引取りを行っている軽油であっても途中の商流又は物流の経路が1箇所でも異なっている場合は、別の流通番号として記入してください。

「2」 課税済軽油の受払等の数量、欄
「課税済軽油の受払等の数量」欄には、軽油引取税納入申告書（地方税法施行規則第16号の10様式）の「法第144条の5第2号の規定による課税免除される軽油の数量（注）に記載した数量を記入してください。」数量、欄には、軽油引取税納付申告書（地方税法施行規則第16号の12様式）の「(特)特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合」の⑧に記載した数量を記入してください。

引取りに係る課税済軽油の流通状況（流通番号1番）
引取りに係る課税済軽油について、出荷者から特別徴収義務者（報告者）までの流通状況を流通番号ごとに記入してください。
なお、流通経路が複数ある場合、流通番号2番以降については様式第97号（その2）に記入してください。

「1」 軽油引取税を申告（予定）した状況、欄
課税済軽油について、軽油引取税を申告（「申告予定」を含む。）した者の住所又は所在地及び氏名又は名称（以下「住所氏名等」という。）並びに申告（「申告予定」を含む。）した都道府県と県税事務所等を記入してください。

「2」 流通の状況、欄
課税済軽油の流通（商流及び物流）に関わった者及び数量について記入してください。

「流通の状況(1)商流」欄
出荷者（製油所、輸入港（保税タンク）等）から特別徴収義務者（報告者）に至るまでの軽油の商取引上の流れについて、その経路の順に記入してください。

なお、「元」=元売業者、「製」=製造者（元、特以外）、「輸」=輸入者（元、特以外）、「特」=特約業者、「販」=石油製品販売業者を示します。
当月中の課税済軽油の引取りで出荷者から特別徴収義務者（報告者）までの流通状況が同じで数回にわたる場合は、当該引取りの始期と終期及び合計引取数量を記入してください。
「報告者」欄には、特別徴収義務者（報告者）が現実の納入を受けた場合に、納入を受けた貯蔵施設又はスタンプなどの住所氏名等を記入してください。

「流通の状況(2)物流」欄
「商流」に記載した者のうち、現実の納入を伴う軽油の引取りを行ったものについて、その経路の順に「業者区分」欄の番号を○に記入してください。

「3」 現実の納入先、の欄
特別徴収義務者（報告者）が自己の貯蔵設備等に現実の納入を受けていない場合（特別徴収義務者（報告者）が重取りし、直接取引先に引き渡した場合を含む。）には、特別徴収義務者（報告者）がこの軽油の引渡しを行った後、最初に現実の納入を受けた者の住所、氏名等及び引渡数量を記入してください。

「4」 輸送業者、欄
特別徴収義務者（報告者）へ輸送した輸送業者の住所氏名等を記入してください。

様式第97号（その2）

引取りに係る課税済軽油の流通状況（ 年 月分）

特別徴収義務者名

⑩

（流通番号 番）

1 軽油引取税を 申告（予定） した状況	申告（予定）した都道府県及び事務所等		都道府県	事務所			
	申告者	住所又は所在地 氏名又は名称					
2 流通の状況	(1) 商流（該当する業者区分に○をつけること。）	住所又は所在地 氏名又は名称	引取年月日	引取数量	② 物流		
						業者区分	① 物流 1
						① 出荷者 (元・製・輸・特)	① 物流 2
						② 元・特・販	① 物流 3
						③ 元・特・販	① 物流 4
						④ 元・特・販	① 物流 5
						⑤ 元・特・販	① 物流 6
						⑥ 元・特・販	① 物流 7
						⑦ 元・特・販	① 物流 8
						⑧ 元・特・販	① 物流 9
⑨ 元・特・販	① 物流 9						
⑩ 報告者	① 物流 9						
3 現実の納入先	住所又は所在地	氏名又は名称	引渡数量	① 物流 9			
				① 物流 9			
4 輸送業者	住所又は所在地及び氏名又は名称	住所又は所在地及び氏名又は名称	① 物流 9				
			① 物流 9				

業者区分の番号を○に記載すること。

現実の納入先

<div style="text-align: center;"> 受付印 </div>										軽油引取税特別徴収義務者登録申請書										年 月 日	
宮城県										所長 殿											
宮城県県税条例第102条の8の規定により、下記のとおり申請します。																					
特別徴収義務者 (フリガナ) 住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称		市町村コード		市町村		電話番号 () -		印													
主たる事業所 (フリガナ) 地 (フリガナ) 屋号又は名称		市町村コード		市町村		電話番号 () -		電話番号 () -													
元売又は特約の指定		元売・特約		年 月 日指定		指定者															
税理士		取引金融機関																			
宮城県内の事務所・事業所		無・有(別紙)		系 列																	
軽油引取税の申告納入について便宜を有する事務所又は事業所																					
備考												系列コード									
登録年月日		課税番号		事業所コード		添付書類															
年 月 日						住民票・登記事項証明書															
義務者区分		申告書送付コード		申告書種別		送達コード		定 額		販売契約書等写し											
								担保の提供													
登録更新		登録台帳更新		登録証 受 取 簿		登録の提供															

太線の中を記入してください。(市町村コードは不要です。)

宮城県の事務所又は事業所											
事務所又は事業所 (フリガナ) 地 (フリガナ) 屋号又は名称		市町村コード									
事業開始年月日		年 月 日		電話番号 () -							
取扱石油製品の種類		ガソリン・灯油・軽油・重油・その他()		ガソリン・灯油・軽油・重油・その他()							
施設の所有者		特別徴収義務者本人・その他()									
貯蔵		ガソリン		灯 油		軽 油		重 油		系 列 元 売	
地下タンク		kℓ		kℓ		kℓ		kℓ			
地上タンク		kℓ		kℓ		kℓ		kℓ			
その他		kℓ		kℓ		kℓ		kℓ			
備 考		合 計									
タンクローリー台数		台		証票番号							
事業所コード											
備考											
事業廃止年月日		年 月 日									

様式第99号

軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書

課 税 番 号	新	業 者 コー ド							
	旧								
登 録 の 変 更 事 項									
登 録 の 変 更 事 由									
変 更 の 年 月 日									
返 納 す る 証 票 (事 務 所 等 廃 止 の 場 合)									

上記のとおり申請します。
年 月 日

宮城県

所長 殿

特別徴収義務者の住所又は所在地

氏 名

印

様式第100号

軽油引取税特別徴収義務者登録通知書

第 年 月 日

特別徴収義務者
氏名又は名称

様

宮城県

所長 印

宮城県県税条例第102条の8条第5項の規定により、軽油引取税の特別徴収義務者として登録したので通知します。

氏名又は名称	
住所又は所在地	
登録年月日	年 月 日

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができません。
- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

様式第101号

受付印 宮城県 所長 殿 宮城県県税条例第102条の8第6項の規定により、下記のとおり申請します。		年 月 日
特別徴収義務者	住所又は地	
氏名又は名称		
主たる事業所	所在地	
屋号又は名称		
課 税 番 号	返納証券番号	第 号
登録取消の申請をする理由 事業の廃止・その他 ()		
登録又は更新	登録台帳	記載その他

大線の中を記入してください。

様式第102号

軽油引取税特別徴収義務者登録取消通知書		第 年 月 日
特別徴収義務者	住所又は所在地	
氏名又は名称	様	
	宮城県	所長 印
年 月 日	日付け 第 号	による軽油引取税の特別徴収義務者としての登録は、宮城県県税条例第102条の8第6項の規定により、日限り消滅したので通知します。

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内）に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

様式第103号

特別徴収義務者又は納税者
 氏 名 様
 宮城県 所長 印

軽油引取税保安担保提供命令書

軽油引取税の保全のため必要があるので、地方税法第144条の20の規定により、下記のとおり担保の提供を命じます。

担保される県税	年 月 日以後に課される
担保される金額	円
担保の種類	次に掲げるもので、上記金額を担保するに足りるものを提供してください。なお、第三者の所有するものであっても差し支えありません。 1 国債及び地方債 2 社債・その他の有価証券 3 土地 4 保険に付した建物 5 鉄道財団、工場財団、航空機、自動車及び建設機械 6 業財団、道交、運輸財団、漁業財団、港湾運送事業財団の保証 7 保証人の保証金
担保の提供期限	年 月 日 限
担保を提供している期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	期限までに担保を提供されないときは、宮城県県税条例第102条の3第2項の規定により、特約業者の指定が取り消されることがあります。

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内を知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分について6か月以内の審査請求の判決を経た後に、審査請求があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しを提起することができます。ただし、掲げる場合には、審査請求の判決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- 審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、
- 処分、処分の執行又は手続の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
- その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第104号

決 議	所 長	副 所 長	班 長	班 員	担 当 者
	部 長	次 長			

免税軽油使用者証書換申請書

年 月 日	免税軽油使用者番号	事業所所在地又は住所	氏名又は名称	事業の種類	証 紙 欄
宮城県 所長 殿	第 号				

下記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に異動があつたので書き換えてください。

機 械 車 両 又 は 設 備 名	異 動 変 更 事 項			異 動 年 月 日	増 減 変 更 の 別
	異 動 型 式	異 動 軸 馬 力	異 動 用 途		

様式第105号

免税軽油使用者証返納届
免税 税 証

宮城県 所長 殿

年 月 日

免税軽油使用者
住所又は事業所所在地
氏名又は名称

1 免税軽油使用者証の返納

使用者証番号	第	号
宮城県	第	号

2 免税証の返納

券 種	記 号	番 号	枚 数	数 量		
1	10,000	A	からA	まで	枚	ℓ
2	5,000	B	からB	まで	枚	ℓ
3	1,000	C	からC	まで	枚	ℓ
4	500	D	からD	まで	枚	ℓ
5	200	E	からE	まで	枚	ℓ
6	100	F	からF	まで	枚	ℓ
7	50	G	からG	まで	枚	ℓ
8	20	H	からH	まで	枚	ℓ
9	18	I	からI	まで	枚	ℓ
10	10	J	からJ	まで	枚	ℓ
11	5	K	からK	まで	枚	ℓ
12	1	L	からL	まで	枚	ℓ
合 計					枚	ℓ

3 返納理由

有効期間の満了
(免税証が大量に残った場合は、その理由：
免税軽油を使用しなくなった
(理由：
その他
(
)
)
)

この欄は、返納者の記入を要しません。

処理欄	返納入力年月日 年 月 日 確認	更新後の使用者証番号 宮城県 第 号	備	考
-----	------------------------	-----------------------	---	---

様式第106号

軽油の引取りに係る軽油返還届出書

事業所の所在地	名称又は名	課税番号	軽油の引渡し 年月日及び数量		販売契約の解除 のあった年月日	返還のあった 年月日
			年 月 日	ℓ		
		特別徴収義務者 氏				
販売契約に係る軽油の返還			軽油引取者の 住所氏名		返還のあった 年月日	年月日
販売契約に 係る軽油の返 還			契約解除の事由		返還のあった 年月日	年月日
			返還に係る数量	ℓ	同左に 対する 税額	円
			同左に 対する 税額	ℓ	円	同左 納入 年月日

上記のとおり軽油の返還があつたので証明書を添えてお届けします。

年 月 日

特別徴収義務者 氏 名

㊤

宮城県

所長 殿

様式第107号

軽油引取税額の納入免除（還付）承認申請書

免税軽油使用者の 住所及び名称 氏名、業務、備 車、両設、機、械 等	（免税軽油使用者証第 号）	
	業	
免税証に記載された数量 及び引取られた数量	と	年 月 日交付
免税証に記載された数量 及び引取られた数量	と	年 月 日引取
免税証に記載された数量 及び引取られた数量	と	軽油代金支払年月日 年 月 日
免税証が引き付けられた 理由		

上記のとおり相違がないので証明書を添えて申請します。

年 月 日

免税軽油使用者 氏 名

印

所長 殿

宮城県

様式第108号

第 年 月 日

免税軽油使用者

様

宮城県

所長 印

軽油引取税額の納入免除（還付）承認書

年 月 日申請に係る軽油引取税額の納入免除（還付）を下記のとおり承認したので通
知します。

免税軽油 使用者の 氏名、業務、機 械等	事業所所在地又は 住所及び名称	（免税軽油使用者証第 号）	
		業	
免税軽油 以外の軽油を免 税用途に使用し たもの	引取数量及びこ れに對する納 入税額	と	還付税額
		と	納入免除税額
引取りを行った販売業者 の所在地及び名称			円

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の判決を経た後に、審査請求の判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の判決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第109号

免税軽油使用者証亡失届
免 税 税

免税軽油 又は石油業 品販売業者 使用	業 所 所 在 地		
	又 は 住 所		
氏 名 又 は 名 称	用 途		
種 類	番 号		
亡失に係る 免稅輕油 使用又 は免稅 証又は 免稅 証稅	上記の交付年月日 及び有効期限	年 月 日	年 月 日まで有効
	亡失した年月日		
亡失の理由			
今後再交付申請の有無			

上記のとおり亡失したのでお届けします。
年 月 日

届出人 氏 名

宮城県

所長 殿

様式第110号

自動車用炭化水素油譲渡証等用紙交付申請書

- 1 燃料炭化水素油譲渡承認番号 第 号
- 2 申請枚数

上記のとおり交付申請します。

年 月 日

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称

印

宮城県

所長 殿

上記譲渡証等用紙 枚を受領しました。

年 月 日

氏名

印

様式第111号

自動車用炭化水素油濃度証等用紙返納届

1 返納に係る用紙の交付を受けた年月日

2 返納枚数

上記のとおり返納します。

年 月 日

宮城県

所長 殿

申請者
住所又は所在地
氏名又は名称

様式第百一十一号から様式第百一十六号までを次のように改める。

様式第112号から様式第116号まで 削除

様式第百一十八号の二から様式第百一十八号の六までを削る。

様式第百一十九号から様式第百四十八号までを次のように改める。

様式第129号から様式第148号まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の宮城県条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県条例施行規則の規定によるものとみなす。

証紙代金収納計器による自動車税及び自動車取得税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

証紙代金収納計器による自動車税及び自動車取得税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

則 第十二号)の一部を次のように改正する。
証紙代金収納計器による自動車税及び自動車取得税の取扱いに関する規則(昭和四十七年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第一条中「第八八条の四第五項」を「第九十七条第五項」に、「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第二条中「第八八条の三第一項」を「第九十六条第一項」に改める。

第三条及び第四条中「第八八条の四第一項」を「第九十七条第一項」に改める。

第十条の見出しを、「(自動車税・自動車取得税納税済証の交付)」に改め、同条中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に、「自動車税・自動車取得税申告書」を「自動車取得税・自動車税申告書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則（昭和四十九年宮城県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第七百条の二十一」を「第四百四十四条の二十九第一項」に改める。

第四条の表軽油引取税の項中「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十四条の二十九第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第四号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 削除」を「第六節 自動車取得税（第六十二条・第六十五条）」に、

「第一節 自動車取得税（第七十九条の二・第七十九条の六）」を「第一節及び第二節 削除」に改める。

第二章第六節を次のように改める。

第六節 自動車取得税

（納税義務等の免除又は還付の処理）

第六十二条 仙台中央県税事務所長は、規則第四十三条第一項又は第四十四条第一項に規定する自動車取得税の納税義務等の免除又は還付をするときは、自動車取得税免除（還付）一人別内訳書に基づいて免除又は還付の額を決定しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項に規定する自動車取得税の納税義務等の免除又は還付の額を決定したときは、調定整理簿、調定収入簿及び申告書等を整理するとともに、還付又は充当を要する徴収金については第十六条の規定によりこれを処理しなければならない。

（自動車取得税に係る更正又は決定の手続）

第六十三条 仙台中央県税事務所長は、法第九十九条、第三百二十二条又は第三百二十三条の規定により自動車取得税に係る徴収金の更正又は決定をするときは、自動車取得税更正・決定・加算金決定決議書によつてしなければならない。

（自動車取得税課税台帳）

第六十四条 仙台中央県税事務所長は、条例第九十三条若しくは第九十五条の規定による申告書若しくは修正申告書を受理したとき、又は法第九十九条、第三百二十二条若しくは第三百二十三条の規定により自動車取得税に係る徴収金の更正若しくは決定をしたときは、自動車取得税課税台帳を整理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電算入力処理をもつて自動車取得税課税台帳を整理したものとみなす。

（帳簿の備付け）

第六十五条 仙台中央県税事務所長は、前条の規定に係る自動車取得税について、自動車取得税収入台帳を備えて所要の事項を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、調定決議内訳書をもつて自動車取得税収入台帳に代えることができる。

第二章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 軽油引取税

（免税軽油譲渡承認書の交付手続）

第六十六条 県税事務所長は、条例第九十九条第三項の規定により承認書を交付するときは、一連番号を付して交付し、免税軽油譲渡届出書をその番号順に保管しなければならない。

（仮特約業者の指定等）

第六十六条の二 条例第一百一条の二第一項の規定による仮特約業者の指定は、仮特約業者指定決議書によつてしなければならない。

2 県税事務所長は、前項の指定をした場合においては、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「法施行規則」という。）第八条の三十三の申請書及び同条各号に掲げる書類を申請者ごとに区分整理の上、保管しなければならない。

3 条例第一百一条の二第三項の規定による仮特約業者の指定の取消しは、仮特約業者指定取消決議書

によつてしなければならない。
(特約業者の指定等)

第六十六条の三 条例第一百二条の三第一項の規定による特約業者の指定は、特約業者指定決議書によつてしなければならない。

2 県税事務所長は、前項の指定をした場合においては、法施行規則第八条の三十四の申請書及び同条各号に掲げる書類を申請者ごとに区分整理の上、保管しなければならない。

3 条例第一百二条の三第二項の規定による特約業者の指定の取消しは、特約業者指定取消決議書によつてしなければならない。

(特別徴収義務者の登録の処理)

第六十六条の四 県税事務所長は、条例第一百一条の八第一項から第三項までの規定による軽油引取税特別徴収義務者登録申請書又は登録事項変更申請書を受理したときは、電算入力処理の上、関係書類を編てつしなければならない。

2 条例第一百二条の八第六項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除は、軽油引取税特別徴収義務者登録消除決議書によつてしなければならない。

(軽油引取税申告に係る免税軽油承認の処理等)

第六十六条の五 県税事務所長は、条例第一百一条の七第三項の規定により、軽油引取税の納入申告書に添付された免税証その他の書面を受領したときは、これを特別徴収義務者ごとに月別、用途別に区分整理しなければならない。

(免税軽油使用者証及び免税証の受払処理)

第六十六条の六 県税事務所長は、条例第一百一条の十第一項及び第一百二条の十一第四項の規定により免税軽油使用者証及び免税証を交付したときは、免税軽油使用者証交付簿及び免税証受払簿によつてこれを整理しなければならない。

(交付印のなつ印)

第六十六条の七 県税事務所長は、免税軽油使用者証又は免税証を交付するときは、当該免税軽油使用者証又は免税証に交付印を押なつなければならない。

(軽油引取税に係る通報)

第六十六条の八 県税事務所長は、当該県税事務所以外の県税事務所管内の販売業者から引き取るこ
とができる免税証を交付したときは、直ちに、その旨を免税証交付通知書により関係県税事務所長
に通知しなければならない。

(軽油引取税の納入免除又は還付の処理)

第六十六条の九 県税事務所長は、条例第一百一条の十四、第一百二条の十五又は第一百二条の十六の規定

による免除又は還付の申請書及び免除又は還付の承認申請書を受理したときは、その事実を調査し、軽油引取税納入免除(還付)承認決議書によつて処分を決定しなければならない。

2 県税事務所長は、前項に規定する軽油引取税の納入免除又は還付の額を決定したときは、調定整理簿及び調定収入簿を整理するとともに、還付又は充当を要する徴収金については第十六条の規定によりこれを処理しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務免除の処理)

第六十六条の十 県税事務所長は、規則第五十四条の六に規定する軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の額を決定したときは、調定整理簿及び調定収入簿を整理するとともに、還付又は充当を要する徴収金については第十六条の規定によりこれを処理しなければならない。

(製造等承認証の交付手続)

第六十六条の十一 県税事務所長は、条例第一百一条の十七第四項の規定により製造等承認証を交付するときは、同条第一項第一号又は第二号の承認に係る承認証、同項第三号の承認に係る承認証及び同項第四号の承認に係る承認証ごとに一連番号を付して交付し、その番号順に当該承認証に係る承認申請書を保管しなければならない。

(更正又は決定の手続)

第六十六条の十二 規則第五十四条の八に規定する軽油引取税に係る徴収金の更正又は決定は、軽油引取税更正・決定・加算金決定決議書によつてしなければならない。

(納入申告書等の提出先変更による引継ぎ)

第六十六条の十三 県税事務所長は、軽油引取税の申告納入について便宜を有する事務所又は事業所の変更に係る軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書を受理したときは、第九条の規定の例により、必要な事項の引継ぎをしなければならない。

(帳簿の備付け)

第六十六条の十四 県税事務所長は、軽油引取税について次に掲げる簿冊を備えて所要の事項を記載しなければならない。

- 一 軽油引取税特別徴収義務者登録証票受払簿
 - 二 製造承認証交付簿
 - 三 燃料炭化水素油譲渡承認証交付簿
 - 四 燃料炭化水素油消費承認証交付簿
 - 五 自動車用炭化水素油譲渡証受払簿
- 第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第八十条から第八十九条まで 削除

別表様式第四号の四の項中 「規程第六十九條 規程第七十七條 規程第七十九條」を 「規程第六十五條 規程第六十九條 規程第七十七條」に改め、同表様式第八十條の六 「規程第七十九條」

七号の項中、「第八十七條」を、「第六十六條の十二」に改め、同表様式第九十二号の項中、「第八十九條」を、「第六十六條の十四」に改め、同表様式第九十四号から様式第三百三十三号の項までの項、様式第九十四号の項及び様式第三百五号の項を次のように改める。

様式第九十四号から様式第三百五号まで 削除

別表様式第三百十三号の二の項中、「第七十九條の二」を、「第六十二條」に改め、同表様式第三百十三号の三の項中、「第七十九條の三」を、「第六十三條」に改め、同表様式第三百十三号の四の項中、「第七十九條の四」を、「第六十四條」に、「第七十九條の六」を、「第六十五條」に改め、同表様式第三百十三号の六の項中、「第八十條の二」を、「第六十六條の二」に、「第八十條の三」に改め、同表様式第三百十三号の七の項中、「第八十條の二」を、「第六十六條の二」に、「第八十條の三」を、「第六十六條の三」に改め、同表様式第三百十五号の項中、「第八十一條」を、「第六十六條の四」に改め、同表様式第三百十七号の項及び様式第三百十七号の二の項中、「第八十三條」を、「第六十六條の六」に改め、同表様式第三百十九号の項中、「第八十五條」を、「第六十六條の八」に改め、同表様式第三百二十号の項中、「第八十六條」を、「第六十六條の九」に改め、同表様式第三百二十一号の項及び様式第三百二十二号の項中、「第八十九條」を、「第六十六條の十四」に改め、同表様式第三百二十三号の項を次のように改める。

様式第三百二十三号 自動車税徴収原簿 規程第六十九條

様式第三百十三号の三「第六十九條の18、第六十九條の21及び第六十九條の22」を、「第129條、第132條及び第133條」に改める。

様式第三百十九号中、「第六十條」を、「第六十條の8」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県税務取扱規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県税務取扱規程の規定によるものとみなす。

○宮城県訓令第五号

宮城県県税統計調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税統計調査規程の一部を改正する訓令

宮城県県税統計調査規程（昭和三十一年宮城県訓令第十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「ワ及び」を削り、「ルを」とし、「トから」までを「リから」までとし、「への」に次のように加える。

ト 自動車取得税に関する調査

(1) 新車に関する調べ

(2) 中古車に関する調べ

(3) 取得価額段階に関する調べ

チ 軽油引取税に関する調査

(1) 軽油の引取数量に関する調べ

(2) 課税対象とならない軽油に関する調べ

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百二十六号

収納計器取扱いに関する事務を行なう者の指定（昭和四十七年宮城県告示第三百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「第八八條の四第一項」を、「第九十七條第一項」に、「自動車税及び自動車取得税」を、「自動車取得税及び自動車税」に、「仙台市原町南目字中芳谷地二七二の二」を、「仙台市宮城野区扇町三丁目三番十号」に改める。

○宮城県告示第三百二十七号

証紙代金収納計器の指定（平成十四年宮城県告示第三百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「第八八條の三第一項」を、「第九十六條第一項」に改める。